

地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立むきばんだ史跡公園)

地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者を鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）第7条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一（鳥取市扇町21番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

431,290,000円（県債務負担行為限度額 431,290,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額 (円)
令和6年度	86,258,000
令和7年度	86,258,000
令和8年度	86,258,000
令和9年度	86,258,000
令和10年度	86,258,000

4 選定理由

むきばんだ史跡公園の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設設備の維持管理において数々の努力や工夫が図られるなど、今年度までの実績に基づく事業計画の安定性も認められ、また新たに取り組む史跡公園活用促進業務では青谷かみじち史跡公園との積極的な連携協力など、観光資源としての活用に係る提案も盛り込まれることから、上記1の団体を指定管理者候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年6月9日（金）から7月24日（月）まで（現地説明会7月3日（月））

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
遠藤由美子（委員長）	鳥取環境大学環境学部長
小林久剛（副委員長）	小林久剛税理士事務所 税理士
白石夏季	大山観光局事務局長
根鈴智津子	小川記念館財団館長
片山暢博	鳥取県地域社会振興部文化財局長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会：令和5年5月8日（月）

むきばんだ史跡公園の概要説明、指定管理募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会：令和5年8月17日（木）

面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点 (点)
1 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (設置管理条例第7条1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、 管理運営の方針	配点なし (必須)
	・準備業務に係る提案内容 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者等の安全確保 ・個人情報保護 ・利用者等の要望の把握 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (利用促進等)	4 5
2 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 (準備業務にかかる委託料の多寡も含む)	2 0
3 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・従業員の継続雇用 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定 ・管理運営実績評価	2 5
4 県が行う事業に積極的に協力すること (設置管理条例第7条第3号)	・所内との連携についての方法 ・受入事業・主催事業の実施についての協力	2 0

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	公益財団法人 鳥取県教育文化財団	委員からの主な意見等
1	合/否 4 5	合 2 6 . 6	・施設運営の基本的な考え方は適切である。 ・施設の維持管理は、経験に基づいて文化財としての保護保存を適切に行うことができると期待できる。 ・緊急時対応について県が作成したマニュアルに従って対応しているとのことだが、業務内容が拡大するため、法人独自で規程を準備するなど対応してほしい。
2	2 0	1 1	・利用料金の改定、イベント等の企画による収入の増加等は検討してもよいと思う。
3	2 5	1 2 . 5	・サービス、事業への取組計画に則った人材雇用計画である。 ・人材育成計画は現状分析をきちんとした上で策定していただきたい。 ・広大な史跡を保存だけでなく、いかに活用していくか人材育成とともに期待したい。
4	2 0	1 1 . 6	・新たに取組む活用分野については、地元や観光関係団体と連携した具体策を民間の自由な発想を生かして計画してもらいたい。
合計	1 1 0	6 1 . 7	

※点数は審査委員会出席委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・広大な敷地と数多くの復元建物や墳丘墓を有する史跡公園の園内においては、「利用者の安全確保」「景観の美化」を管理運営の柱とする。
 - 「利用者の安全確保」 利用者等の安全確保の視点から、施設設備の日常の巡視点検により、異常や損傷の早期発見を行うことで事故を防止するほか、受入事業・主催事情の際は、会場・駐車場の草刈りを改めて行うほか、事前に園内の点検を行う。
 - 「景観の美化」 眼下に見下ろす日本海や大山の山並みなどの素晴らしい景観もある。これらを来園者に楽しんでもらうため、園内の草刈りや管理道・遊歩道の整備を重点的に行う。
- ・また、「利用者等へのサービス向上、利用促進」として、令和2年度から継続して実施している利用者アンケートを引き続き実施し、この3点を基本事項とし、更なるサービスの向上や利用促進に繋げる。
- ・令和5年度オープン of 青谷かみじち史跡公園とともに「とっとり弥生の王国」の両輪となるよう、同史跡公園及び当該指定管理者や行政、観光関係者との連携・協力を推進する。

(2) 開園時間・休園日

○開園時間 午前9時～午後5時

○休園日 毎月第4月曜日(※)、年末年始(12月29日～1月3日)

(※その日が休日である場合には、その直後の休日でない日)

- ・開園時間、休園日については、従前からの設定が定着しており、利用者の観点からも今後もこれを基本とする。
- ・令和5年度オープン of 青谷かみじち史跡公園との関係に十分に配慮し、同史跡公園との連携に柔軟に対応するとともに、特に夏季(6月～8月)については、利用者の利便性や洞ノ原からの素晴らしい夕日や夜景を活用するため、随時に午後8時までの開園時間を検討する。
- ・イベント等や災害対応時には必要に応じて時間延長を行う。

(3) 史跡公園の活用促進業務、サービス向上に対する主な取り組み

- ・オリジナル体験メニューの企画と提供
- ・地域連携による「むきばんだ日和」「むきばんだフェスタ」の開催
- ・観光連盟等との連携によるエージェントへの情報発信
- ・文化財施設、観光施設との連携

(4) 管理に係る経費の削減

- ・施設の維持管理業務を外部へ再委託等する場合、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則、県内業者を対象に競争入札を原則とし、複数年契約等を導入することで経費の節減を図る。
- ・物品購入においても、入札の導入や価格比較等により、有利な購入に努める。
- ・草刈等の管理委託、公園内の施設や設備の修繕等については、ケースに応じて外注ではなく、財団職員の直営作業とすることで経費の圧縮を図る。

(5) 管理運営の組織、管理業務の移行計画、人材育成

- ・統括責任者(次長)1、活用・情報発信4、事務職員2、受付2、史跡管理員2、維持管理作業員8
- ・令和6年4月1日からの業務開始に向け、活用・情報発信担当スタッフの確保が最大の課題と考え、必要な職員の募集・選考・採用を行い、新規採用職員については事前に計画的に研修を行うとともに、現体制からの業務引継を実施する。
- ・施設の適切な維持管理と史跡公園内の大切な遺跡等の保存等の手法について、引き続き県の文化財主事や専門業者の技術指導を得ながらOJT研修を重ね、その業務を担える人材を内部育成していく。また令和5年度にオープンする青谷かみじち史跡公園の指定管理者とも職員研修などによる人材育成に関し連携協力を行うこととしている。